

厚生発 0925 第 7 号
令和 7 年 9 月 25 日

(別 記 1) 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「臓器のあっせん業の許可等について」の全部改正について（通知）

臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 12 条に規定する業として移植術に使用されるための臓器（死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。）を提供すること又はその提供を受けることのあっせんの許可に関する事項については、「臓器のあっせん業の許可等について」（平成 9 年 10 月 13 日付け厚生省健医発第 1353 号厚生省保健医療局長通知。以下「平成 9 年通知」という。）において示しているところである。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における臓器あっせん機関の複数化に関する議論等を踏まえ、平成 9 年通知の全部を別添のとおり改正し、制定の日から適用することとしたので、その趣旨を踏まえ、貴会員に対する周知及び適正な移植医療の実施を図られたい。

(別記 1)

公益社団法人	日本医師会	会長
公益社団法人	全国自治体病院協議会	会長
公益社団法人	全日本病院協会	会長
一般社団法人	日本病院会	会長
一般社団法人	日本医療法人協会	会長
公益社団法人	日本精神科病院協会	会長
公益社団法人	日本眼科医会	会長
一般社団法人	日本移植学会	理事長
一般社団法人	日本救急医学会	代表理事
一般社団法人	日本臨床救急医学会	代表理事
一般社団法人	日本救急看護学会	代表理事
一般社団法人	日本集中治療医学会	理事長
一般社団法人	日本脳神経外科学会	理事長
	日本臨床脳神経外科協会	理事長
公益社団法人	日本小児科学会	会長
一般社団法人	日本外科学会	理事長
特定非営利活動法人	日本心臓血管外科学会	理事長
一般社団法人	日本胸部外科学会	理事長
特定非営利活動法人	日本呼吸器外科学会	理事長
一般社団法人	日本消化器外科学会	理事長
一般社団法人	日本内科学会	理事長
一般社団法人	日本循環器学会	代表理事
一般社団法人	日本呼吸器学会	理事長
一般社団法人	日本肝臓学会	理事長
一般社団法人	日本腎臓学会	理事長
一般社団法人	日本糖尿病学会	理事長
一般社団法人	日本泌尿器科学会	理事長
一般社団法人	日本透析医学会	理事長
一般社団法人	日本臨床腎移植学会	理事長
一般社団法人	日本内分泌学会	代表理事
一般財団法人	日本消化器病学会	理事長
	日本角膜移植学会	理事長
公益財団法人	日本眼科学会	理事長
	日本角膜学会	理事長
特定非営利活動法人	日本法医学会	理事長